

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立札掛森の家条例		
条 例 番 号	平成 4 年神奈川県条例第 8 号	法 規 集	第 9 編第 5 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部森林課		
条 例 の 概 要	県民が森林に対する理解を深め、県民参加による森林の育成活動を推進するための施設である札掛森の家の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	札掛森の家は、県民が森林に対する理解を深め、県民参加による森林の育成活動を推進するための施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県立札掛森の家の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	札掛森の家は、森林ボランティア作業体験を企画・募集するなど、県民が森林に対する理解を深め、県民参加による森林の育成活動を推進するための施設として有効に機能している。	利用者数 H15 年度 5,797 人 H16 年度 4,764 人 H17 年度 3,345 人 H18 年度 5,759 人 H19 年度 5,096 人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	札掛森の家には、施設の維持管理・運営に相当の知識及び経験を有する者を従事させることなどの一定の基準を満たす法人その他の団体に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理制度を導入しており、効率的な施設運営が行われている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	札掛森の家は、県の森林・林業の振興にあたり、県の総合計画である「神奈川県力構想」に基づいて運営されている。また、指定管理制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方にも合致している。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)